

平成27年8月7日

答申第563号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK所有の映像ソフトの直近の評価額」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、NHKが制作し放送した番組については、制作に要した経費を放送した当該年度にすべて費用として計上しており資産としての評価額は無い。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月7日（第221回審議委員会）

第578号諮問、審議、答申